

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 パートナー企業は、個人情報の保護の重要性を認識し、この事業による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 パートナー企業は、この事業による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 パートナー企業は、この事業による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 パートナー企業は、この事業による事務に関して知ることのできた個人情報を事業の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、お礼の品を発送するために、宅配業者に個人情報を提供することは除く。

(漏えい・滅失及びき損の防止)

第4 パートナー企業は、この事業による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 パートナー企業は、この事業による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 パートナー企業は、この事業による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 パートナー企業は、この事業による事務を処理するために岐阜県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 パートナー企業は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後におい

てもこの事業による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(委託の禁止)

第9 パートナー企業は、この事業による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、岐阜県の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第10 パートナー企業は、この事業による事務を処理するために、岐阜県から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この事業による業務完了後直ちに岐阜県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、岐阜県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 岐阜県は、パートナー企業がこの事業による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 パートナー企業は、この事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに岐阜県に報告し、岐阜県の指示に従うものとする。

(解除及び損害賠償)

第13 岐阜県は、パートナー企業が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、パートナー企業の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。